最終更新日：2019年5月24日

株式会社西松屋チェーン
代表取締役社長　大村　禎史
問合せ先：総務部　079(252)3305
証券コード：7545
https://www.24028.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、相手企業との協力関係や信頼関係の強化等を目的として、中長期的視点から企業価値向上に必要と判断した会社の株式を保有することにしております。
取締役会における株式保有の適否の検証および検証内容の開示につきましては、今後検討してまいります。
当社は、政策保有株式の議決権行使に関する具体的な基準は設けておりませんが、相手企業及び当社の企業価値向上につながるか否かを議案毎に検討し、適切に賛否を判断しております。

【補充原則2-5-1　経営陣から独立した内部通報窓口の設置】
当社は、内部通報者保護に関して、情報提供者の秘匿と不利益扱いの禁止に関する社内規程を整備しており、内部通報の窓口を人事部（人事部に関する通報事実の発生時は総務部）としております。現在、経営陣から独立した窓口を設置しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】
当社は、最高経営責任者等の後継者計画は経営の重要課題の一つであると認識しておりますが、現状、明確な計画は策定しておりません。今後、候補者の選定・育成に社長を中心に取り組んでまいりますが、その際、取締役会による後継者計画の策定・運用の要否や監督体制についても検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬決定】　≪更新≫
当社は、役員報酬等を審議する任意の委員会を設置しておりませんが、ストックオプションを含む経営陣・取締役の個別の報酬額を、取締役会にて決定（取締役の報酬については、株主総会からの一任を受け、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定）しております。個別の報酬額は、当社の業績や各経営陣・取締役の貢献度・役位を反映させる所定の方式に従って原案を策定し、社外取締役の意見・助言を踏まえた上で決定しており、客観性・透明性のある決定手続が確保されております。今後は、より客観性・透明性ある決定手続の確立に向けて、任意の独立した報酬委員会の設置などについても検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】
当社は、最高経営責任者の選解任が最も重要な戦略的意思決定の一つであると考えており、代表取締役社長を取締役会にて選任しております。今後は、より客観性・適時性・透明性ある選任手続の確立に向けて、任意の独立した指名委員会の設置などについて検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】
当社では、代表取締役社長を解任する場合、代表職の解職は取締役会にて、取締役としての地位の解任は株主総会にて、それぞれ決議することとなりますが、今後は、より客観性・適時性・透明性ある解任手続の確立に向けて、任意の独立した指名委員会の設置などについて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の独立した諮問委員会の設置】
当社は現在、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した指名委員会・報酬委員会などは設置しておりませんが、経営陣幹部・取締役の選任等に際しましては、取締役会において十分な審議を行っております。今後は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化のため、客観性・適時性・透明性ある手続の確立に向けて、任意の独立した諮問委員会の設置などについて検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の現在の取締役は、いずれも日本人の男性でありますが、今後は、事業内容や展開地域の広がりも踏まえながら、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと、ジェンダーや国際性の面を含む多様性とを両立させる形で、女性や外国人の取締役の選任について検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価】
取締役会の実効性評価につきましては、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程及び取締役会付議基準を定め、取締役と会社との取引について、取締役会における承認やその後の報告を求めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付型の企業年金制度を導入しておりませんので、原則2-6につきましては適用がないものと判断しております。
なお、社員の資産形成のため、確定拠出年金制度を導入しており、社員に対して制度内容や運用商品に関する説明会等を開催しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
1.経営理念
日常のくらし用品を、気軽に、自由に、そしてお客様に満足される品質の商品を、どこよりも低価格で最も便利に提供することによって、社会生活の向上に寄与する。

2.経営戦略及び経営計画
⑴ 商品戦略につきましては、商品計画・品質管理・納期管理の精度向上を通じて、製造小売業としての社内体制の確立を進めるとともに、積極的な出店ペースに対応してまいります。また、お客様の立場に立った品質を備えた魅力ある商品の開発を推し進めるとともに、手ごろな価格と品揃えで他社との差別化、競争力の向上を図ってまいります。
⑵ 出店戦略につきましては、商圏環境の変化に柔軟に対応するため、全国各地への標準化された店舗の積極的な出店と合わせて、採算の悪化した店舗については、スクラップやリプレースにより、収益性の改善に努めてまいります。店舗の商圏はできる限り隣接させて出店するドミナントエリア構築を基本とし、ナショナルチェーンとして店舗網をさらに充実させ、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。これら実店舗の他、今後のネット消費の伸張を見据え、インターネット販売の事業基盤の強化を進め、さらなる拡大に向けた取り組みを推進してまいります。
⑶ 店舗オペレーション戦略につきましては、多店舗展開に対応するためにレイアウトマン・インストラクターなどのラインスタッフが売場づくり、店内作業を一括して指示指導し、標準化を徹底しております。店舗運営の効率化に関しては、業務システムの見直しを行い、ITの利用により店舗での作業手順の改善・単純化に繋げ、ローコストオペレーションを推進してまいります。
⑷ 物流戦略につきましては、総合的な物流の合理化が必要であり、仕入原価の低減、店舗への配送コストの削減および店舗での荷受・陳列作業等の合理化を目的として、物流システムのさらなる改善にも取り組んでまいります。
⑸ 教育戦略につきましては、長期的な人材育成のため、従業員の教育制度、資格試験制度及び評価制度の充実に向けて取り組んでおります。

3.資本政策の基本的な方針
当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としており、年2回の剰余金の配当と、必要に応じた自己株式の取得を行うこととしております。

4.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1.1.基本的な考え方」、「2.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」及び「2.3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載しております。

5.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

6.取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
取締役候補者については、本人の能力・経験・これまでの実績だけでなく、人格・見識に優れ、高い倫理観を有しており、さらに、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動できる者を、主要な部門の責任者から選任し、取締役会で決定し、株主総会に上程しております。社外取締役と監査役候補者については、人格に優れ、経営経験を含む幅広い経験や、法務・財務・会計についての高い見識をもち、取締役会に有益な助言を行える人材を選考し、株主総会に上程しております。
なお、経営陣幹部として求められる資質や職務遂行能力を満たさないことが明らかな場合や、職務遂行に当たって重大な不正や法令違反等があった場合には、取締役については株主総会決議により、また執行役員については取締役会決議により、それぞれ解任することができることとしております。

7.取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明　≪更新≫
従来、取締役・監査役候補の選任理由として、個々人の氏名・経歴を株主総会招集通知に記載しておりましたが、2019年5月開催の第63期定時株主総会より、これに加えて、個々人の具体的な選任理由につきましても記載いたしました。
なお、これまで経営陣幹部を解任したことはありませんが、今後、株主総会・取締役会に解任議案を上程することとなった場合には、対象者個々人の解任理由を説明することといたします。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程に基づき、取締役会での決議事項を取締役会付議基準に定めております。取締役会付議基準には経営方針に関する事項、組織・人事に関する事項など取締役会の決議を要する重要事項が定められており、これに該当しない事項の決定については職務権限基準表に定めております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しないことを前提に、社外取締役候補者の資質や経験等を勘案の上、その独立性を判断しております。

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、商品調達・店舗運営・店舗開発・管理部門の各部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する社内取締役5名と、高い見識を有する弁護士あるいは公認会計士・税理士である独立社外取締役2名で構成しており、定款にて取締役の数を10名以内としております。また、社内取締役が主要な部門をジョブローテーションすることで、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性が最適となるように努めております。
また、監査役には、当社において長年経営に携わった社内監査役1名、他社での経営経験のある独立社外監査役1名、公認会計士・税理士であり財務・会計に関し適切な知見を有している独立社外監査役1名を選任しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】
取締役および監査役の他の上場会社の役員兼任は、現状当社を除き2社までとなっており、その状況を株主総会招集通知・有価証券報告書に毎年開示しております。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、経営スキルを習得する研修に参加しております。また、監査役においても、各種セミナー等に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
1.当社は、株主との実際の対話の対応者については、株主の希望と主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部が臨むことを基本としております。
2.IRにつきましては、代表取締役およびIR部長が主に担当しております。
3.株主並びに機関投資家及びアナリスト等の対話の窓口は、IR部と総務部が共同で対応し、必要に応じ、関連部署に連絡をとることとしております。
4.当社は、決算説明会の開催、個人投資家向けIRフェア等への参加、電話取材など、IR活動の充実を図っております。
5.当社は、対話を通じて株主から頂いた意見・要望について取締役または経営陣幹部へフィードバックし、経営の改善に役立てております。
6.当社では、フェア・ディスクロージャー・ルールに関する規程を制定し、金融商品取引法上のいわゆるフェア・ディスクロージャー・ルールに準拠した情報開示に関する基準を整備するとともに、未公表の確定した決算に関する情報や期末近接期における決算に関する情報等の厳格な管理を行う目的から、四半期ごとの決算日（5月20日、8月20日、11月20日、2月20日）の10日前から各決算発表日までは、公表済みの情報に関する問い合わせを除き、面談や電話取材をはじめ全ての対話の申込みをお断りしております。
7.当社は、定期的に実質株主の判明調査を実施し、対話に役立てております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
友好エステート株式会社	9,628,568	15.25
大村 禎史	4,846,988	7.68
大村 浩一	3,750,000	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,977,600	3.13
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,865,808	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,729,200	2.74
BRITISH EMPIRE TRUST PLC （常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,353,900	2.14
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	1,309,133	2.07
ハリマ共和物産株式会社	1,200,000	1.90
住友不動産株式会社	1,126,100	1.78

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2019年1月31日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として直前事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
＜氏名又は名称＞株式会社みずほ銀行
＜住所＞東京都千代田区大手町一丁目5番5号
＜保有株券等の数＞1,866,240株
＜株券等保有割合＞2.68%

＜氏名又は名称＞みずほ証券株式会社
＜住所＞東京都千代田区大手町一丁目5番1号
＜保有株券等の数＞517,000株
＜株券等保有割合＞0.74%

＜氏名又は名称＞みずほ信託銀行株式会社
＜住所＞東京都中央区八重洲一丁目2番1号
＜保有株券等の数＞227,600株
＜株券等保有割合＞0.33%

＜氏名又は名称＞アセットマネジメントOne株式会社
＜住所＞東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
＜保有株券等の数＞1,294,500株
＜株券等保有割合＞1.86%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菅尾 英文	弁護士											
濱田　聡	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅尾 英文	○	独立役員に指定しております。	同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行可能と判断し、社外取締役に選任いたしました。 〈独立役員指定理由〉 同氏は、菅尾・岩見法律事務所所長並びに沢井製薬株式会社の社外取締役（2019年6月退任予定）でありますが、同事務所並びに同社と当社との間には特別な利害関係はありません。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

濱田　聡	○	独立役員に指定しております。	同氏は、公認会計士･税理士としての豊富な経験と専門的な見識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行可能と判断し、社外取締役に選任いたしました。 〈独立役員指定理由〉 同氏は、濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であり、またWDBホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）並びにグローリー株式会社の社外監査役でありますが、同事務所、同法人並びに両社と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、当社はグローリー株式会社の株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。同社は当社株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、社長に報告された内容は、監査調書で内部統制統括責任者にも提出され、内部統制統括責任者との情報の共有を図っております。これらの監査における内部統制統括責任者への伝達事項は、内部監査室と監査役のミーティングでも報告され、緊密な相互連携を確保しております。なお、内部監査規程において、監査役および会計監査人との協調協力を図り、監査業務を円滑に効果的に行うことを定めております。
監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとしております。
また、監査役と会計監査人は、通常の会計監査の過程において意見交換･問題点の情報共有を図っております。具体的には、年間の監査計画策定時、および内部監査室が同席する監査報告会において、定期的に協議の場を持っております。その他、実査･立会など会計監査人の監査手続実施時に同席するなどして、会計監査人と情報交換をしております。
内部監査室と監査役は月次で定例ミーティングを開催し、情報の共有を図ることで、計画的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大橋 一喜	他の会社の出身者													
森　かおる	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 一喜	○	独立役員に指定しております。	同氏は、会社の経営に直接関与した経営者としての豊富な経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し、社外監査役に選任いたしました。 〈独立役員指定理由〉 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
森　かおる	○	独立役員に指定しております。	同氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知見を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し、社外監査役に選任いたしました。 〈独立役員指定理由〉 同氏は、サン税理士法人社員並びに福伸電機株式会社の社外監査役でありますが、同法人並びに同社と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプション制度は有効であると考えております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として付与しているものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社には、報酬等の総額が1億円以上の役員はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬限度額は、1996年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として2007年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内(うち社外取締役2,500千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、2005年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。各人への配分は、その資格に基づき取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議によってこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される取締役会に際して、資料の事前配布を制度化しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名

その他の事項

―――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(企業統治の体制)
当社は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。
取締役会は、原則として月1回開催され、経営計画・予算等の経営方針に関する事項、決算に関する事項、取締役・執行役員の人事に関する事項、重要な業務執行に関する事項等が討議されております。取締役7名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち2名を社外取締役としております。2018年度においては、やむを得ない事情により一部の取締役が僅かに数回欠席したのみであり、各取締役とも問題のない出席率となっております。なお、社外取締役は、弁護士あるいは公認会計士・税理士としての豊富な経験と高い知見をもとに、当社の経営に対する監督・助言等を行っております。また、当社では、業務執行責任を明確化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。
当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役機能強化のため監査役会を構成している3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。
当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会およびタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は原則として月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役および内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。
当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。
コンプライアンス面では、従業員行動規範および、それを踏まえた部署毎の具体的な行動規範を制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、前述の体制をとることにより、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、集中日を避けた日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2018年5月開催の第62期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使（電子投票制度）を採用いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（株主総会の日時、場所、目的事項）及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRイベントへの出展等を通じて、個人投資家向け会社説明会を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト、機関投資家の皆様に業績や今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、業績の月次速報等をホームページ（https://www.24028.jp/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部をIR担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	個人情報保護に関する基本姿勢と、その取扱基準を示した「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」を策定し、当社の役員及び従業員に周知徹底し、実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［内部統制基本方針］
当社は、以下の通り、当会社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

(イ) 取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令･定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定します。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査します。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置･運営します。

(ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存･管理します。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定します。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成･配布等を行うものとします。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定めます。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

(ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定めます。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案します。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(ホ) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項はありません。

(ヘ)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(ト)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備します。

(チ)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断します。
また、反社会的勢力と関係を持つことは法令等に違反することを、各種会議体および研修を通じて全従業者に周知徹底し、決して関係を持たないこととしております。
そして、平素から兵庫県企業防衛対策協議会等に参加するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関との連携を図っており、あわせて反社会的勢力に関する情報を、当該団体等と共有化しております。
反社会的勢力による不当要求行為等の発生時は、これらの専門機関と緊密に連携し、事案に応じて関係部門で協議の上、対応します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は2018年5月15日開催の第62期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次の通りであります。

1．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。
しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2．基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの－子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。
当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

(a)企業価値向上への取組み
ア　商品開発に対する考え方
「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベート・ブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。
これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

イ　店舗運営に対する考え方
「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。
加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

ウ　社会貢献に対する考え方
昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。
そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。

(b)コーポレート・ガバナンス充実のための取組み
当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。
経営の透明性、公正性をさらに高めるために、2名の社外取締役を選任しております。社外取締役は、それぞれ弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。
当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。
また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は原則として月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。
さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び、それを踏まえた部署毎の具体的な行動規範を制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。
以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

3．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
(a)本プランの継続の目的
本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続したものです。
当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続いたしました。

(b)本プランの概要
本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。
また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。
大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。
本プランの有効期間は、第62期定時株主総会における本プランの継続に係る承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、その有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4．各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)上記2．について
上記2．に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。
したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

(b)上記3．について
本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、1.買収防衛策に関する各指針等に適合していること、2.株主の皆様の意思が重視されていること、3.取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、4.デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
（アドレス　https://www.24028.jp/news/wp-content/uploads/sites/5/180413bbs.pdf）

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

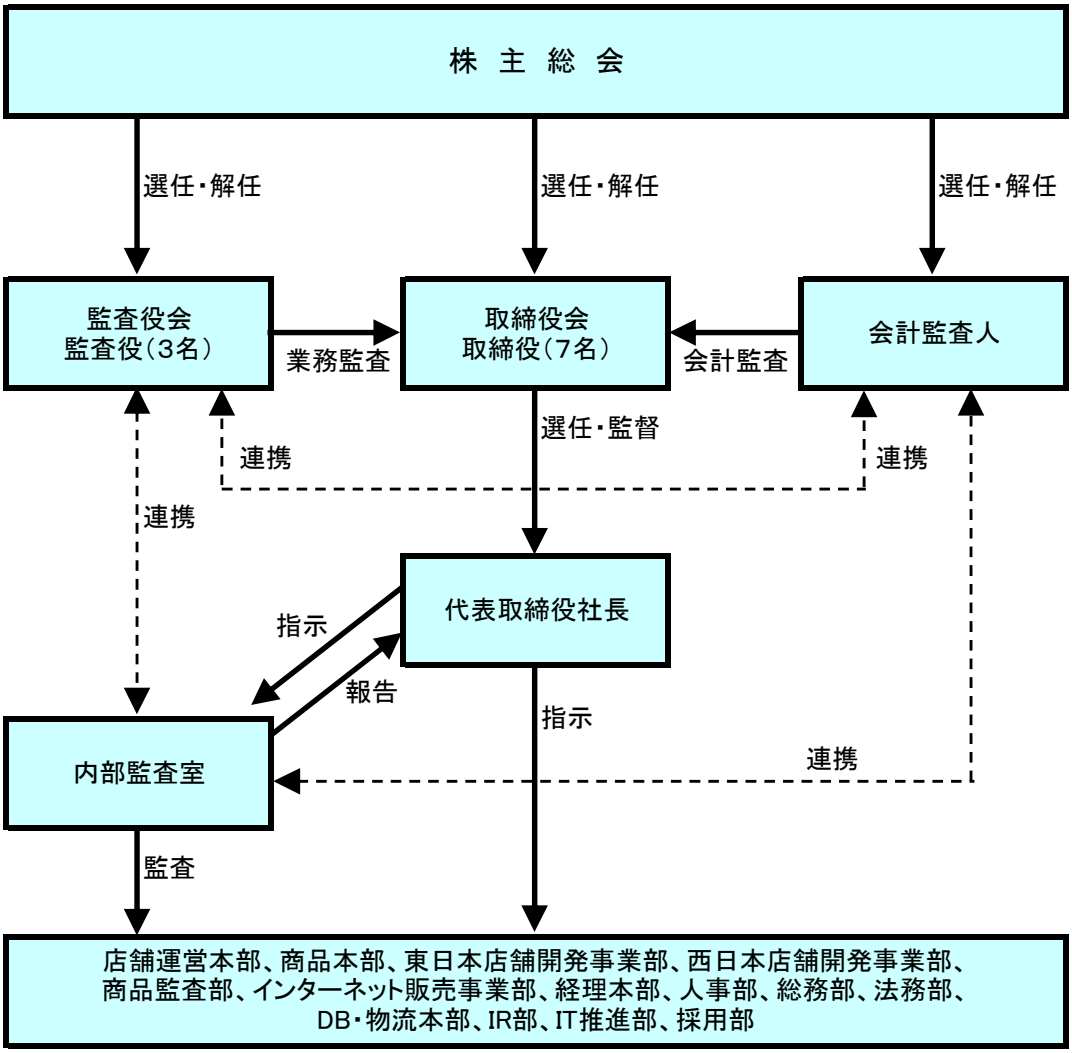

【適時開示体制の模式図】

①【決定事実に係る報告体制】

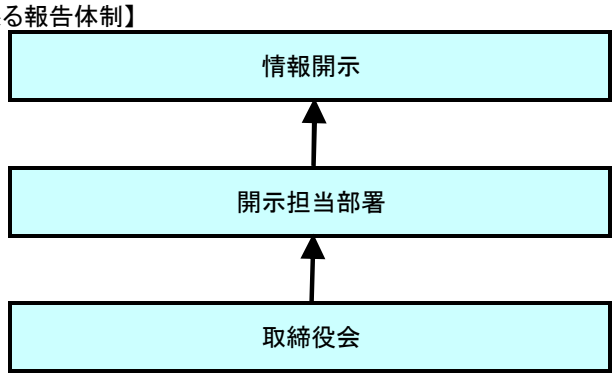

②【発生事実に係る報告体制】

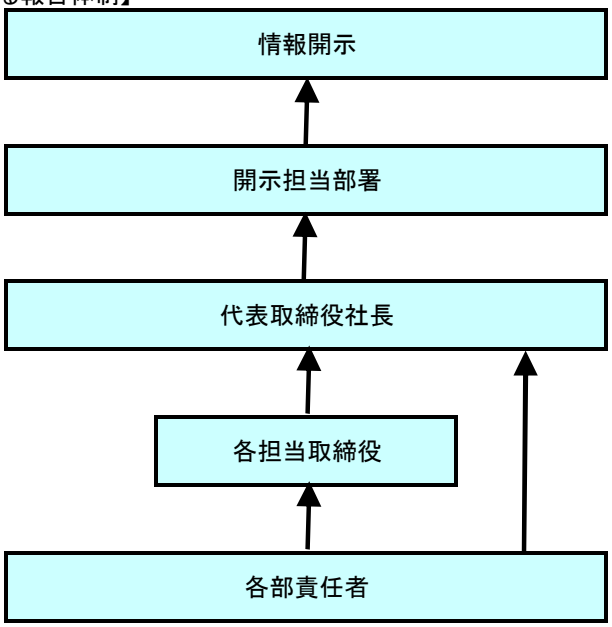

③【決算情報等に係る報告体制】

